

NR 2 事前検査

	発行	連邦官報
1978年6月08日	GM 通達 第3.214号	1978年07月06日

	更新	連邦官報
1983年3月9日	SSMT 通達 第06号	1983年03月14日
1983年12月28日	SSMT 通達 第35号	1983年12月29日

- 2.1 すべての新しい事業所は、そこでの活動を開始する前に、労働雇用省-MTb の地方機関にその施設の承認を申請しなければならない。 (28/12/83 通達 第35号による変更)
- 2.2 労働雇用省-MTb の地方機関は、事前検査を実施した後、付属様式に従った認可証-CAIを発行する。 (28/12/83 通達 第35号による変更)
- 2.3 企業は、事業所が活動を開始する前に事前検査を実施することが不可能な場合には、添付様式に従って、新しい事業所施設の申告を労働雇用省-MTb の地方機関に送ることができ、監査の目的のために、当機関が受け入れることが出来る。 (28/12/83 通達 第35号による変更)
- 2.4 事業所の施設および/または設備が大幅が発生した場合、企業は、労働雇用省-MTb の地方機関に連絡して承認を申請しなければならない。 (28/12/83 通達 第35号による変更)
- 2.5 企業は、建設プロジェクトとそれぞれの施設を労働雇用省-MTb の地方機関の事前評価を受けることが認められている。 (28/12/83 通達 第35号による変更)
- 2.6 2.1 及び 2.3 項に記載されている設備の事前検査及び申告は、新設施設が労働事故及び/又は疾病のリスクのない活動の開始を保証することができる要素である。それらの項目の規定を満たさない事業所は、これらの項目の要求が遵守されるまで、労働集約法-CLT の第 160 条の規定に従ってその操業が停止を受けることになる。 (28/12/83 通達 第35号による変更)

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL; +55-11-98601-3431

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

労働省
労働安全健康局
検察庁 _____

施設認可証
CIA n.º _____

労働地方検察庁、または港湾労働検察庁は、プロセス DRT _____、の記載に基づいて、本州の、市 _____、 _____ n.º _____ に住所を置く企業 _____ に関心のある、施設認可証—CIA を発行することとする。この場所では、最大 _____ 人の従業員によって _____ 活動が行われる。この証明書の発行は、通達第 35 号の NR 02 により正式に規定された 22/12/77 法令第 6.514 号に記載と CLT 第 160 条に準じて発行された、しかし NR に規定されている労働安全衛生の条件の維持の遵守のために、事後の検査は除外されない。

事業所の施設、および/または設備の大幅な変更が発生した場合には、労働集約法—CLT の第 160 条、第 1 号の記載に従って、新たな検査が要求される。

労働安全健康局部長または課長

労働地方検察庁

または港湾労働検察庁

施設申告書（モデル）
（NR 2）

1. 会社名： 郵便番号： 電話番号：
法人番号：
住所：
主な活動：
従業員数（予定） - 男性： 大人：
未成年：
- 女性： 大人：
未成年：

2. 施設と設備の名称（NR 8, 11, 12, 13, 14, 15（添付）, 17, 19, 20, 23, 24, 25 e 26の規定にしたがって記載すること）（必要に応じて、裏側、添付用紙を使用）。

3. 日付： ____/____/19__

（雇用主の責任者の氏名と署名）